

ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱い等に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

平成 26 年 6 月、労働安全衛生法の一部を改正する法律が公布され、ストレスチェック及び面接指導の実施を事業者に義務付ける制度が創設され、平成 27 年 12 月までに施行されることとなった。

制度の詳細については、制度の趣旨や先行して事業場で既に行われている取組に留意しつつ、産業保健現場に即した具体的な方法を示すことが必要となっている。

このうち、ストレスチェックや面接指導の結果については、労働者のプライバシーに配慮した情報の取扱いが必要であり、また、それらの結果の保存方法や活用方法、労働者に対する不利益な取扱いに関する考え方を整理する必要がある。

このため、労使関係者、法律分野の専門家並びに産業保健及び精神保健分野の専門家からなる標記検討会を開催し、ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱いに関する検討を行うこととする。

2 検討事項

- (1) ストレスチェックの結果に関わる情報管理、保存及び活用方法等について
- (2) 面接指導の結果に関わる情報管理、保存及び活用方法等について
- (3) ストレスチェック制度に関わる不利益取扱いについて
- (4) その他

3 構成等

- (1) 本検討会は、厚生労働省労働基準局長が別紙の専門家の参集を求めて開催する。
- (2) 本検討会には座長を置き、座長は検討会の議事を整理する。
- (3) 本検討会には必要に応じ、別紙参集者以外の有識者の参集を依頼できるものとする。
- (4) 本検討会には必要に応じ、関係者からヒアリングを行うことができるものとする。

4 その他

- (1) 本検討会は、原則として公開するものとする。ただし、個人情報、個別企業等に係る事案を取り扱うときは非公開とする。
- (2) 本検討会の事務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課産業保健支援室において行う。

別紙

ストレスチェック制度に関わる情報管理及び不利益取扱い等に関する検討会

参集者名簿

相澤 好治	北里大学名誉教授
上野 敏夫	日産自動車（株） 人事本部日本人事企画部 副本部長
岡田 邦夫	プール学院大学教育学部教育学科教授 健康・スポーツ科学センター長
川上 憲人	東京大学大学院精神保健学分野教授
黒木 宣夫	東邦大学医学部精神神経医学講座教授
砂押 以久子	立教大学大学院法務研究科兼任講師
高松 和夫	日本労働組合総連合会 雇用対策局長
増田 将史	イオン（株） グループ人事部イオングループ総括産業医
松原 稔	電機連合労働政策部門書記次長
三柴 丈典	近畿大学法学部教授
道永 麻里	日本医師会常任理事

（50音順：敬称略）